

令和元年度 第1回田辺市人権教育啓発推進懇話会 会議録

開催日時	令和元年8月28日（水） 午後1時30分～午後3時30分
開催場所	田辺市役所 別館3階 大会議室
内 容	1 開会あいさつ 2 委員の紹介 3 懇話会の趣旨について 4 田辺市人権施策基本方針（改定版）の概要版作成について 5 田辺市における人権尊重条例について 6 議題④及び⑤に係る小委員会の設置について 7 その他 8 閉会あいさつ
出席委員	橘委員、和田委員、吉田委員、多屋委員、九鬼委員、芝本委員、小山委員、後藤委員、 中村委員、穴塚委員、横矢委員、平谷委員、山本委員、須本委員、田中委員、畑谷委員、 石垣委員、朝井委員 計 18 人
欠席委員	大平委員、池下委員、廣岡委員、久保委員、室谷委員、白川委員、植委員、坂井委員、 荒原委員、嶺口委員 計 10 人
事務局	早田企画部長、人権推進課 出口課長、堀口係長、岡本企画員、坂本主査
傍 聴	なし

1 開会あいさつ

（議長）

皆様こんにちは。

本日は第1回目の田辺市人権教育啓発推進懇話会ですが、昨年度は本当にお世話になりました。委員の皆様におきましては、多くの回数の懇話会に出席していただき、また一言一言の言葉に対して沢山の貴重なご意見をいただきました。

おかげをもちまして、私たちが理想とするような田辺市人権施策基本方針改定版ができたと思っております。本当に皆様のご努力のおかげだと心からお礼を申し上げます。

本当にありがとうございました。今年度も皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

（企画部長）

皆様こんにちは。

本日は田辺市人権教育啓発推進懇話会にお集まりいただきありがとうございます。

また、平素より皆様には田辺市の市政全般にわたりご理解・ご協力をいただいておりますことをこの場をお借りして厚くお礼申し上げます。

今、会長からお話がありましたが、昨年度は田辺市人権施策基本方針改定版の策定にあたり、皆様方には大変貴重なご意見・ご提案をいただき心からお礼を申し上げます。

この基本方針は、人権尊重の精神をまちづくりの基本にしながら、これまでの歴史や取組を引き継ぐとともに、社会情勢の変化に伴う新たな課題に的確に対応するために、委員の皆様の熱心なご審議のもと、策定させていただいたものです。

田辺市では、今後も「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」をめざして、人権施策の推進に努めてまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

2 委員の紹介

各委員から名簿順に、選出団体と氏名の紹介、続いて事務局の紹介

（議長）

では、議題3「懇話会の趣旨について」事務局から説明をお願いします。

3 懇話会の趣旨について

（事務局 人権推進課）

本懇話会は、本市における人権教育及び人権啓発の推進を図るため、平成17年5月に設置されました。設置要綱第2条には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する基本的な方向や施策のあり方について必要な事項を審議し、その結果を市長に報告する」と定めています。

昨年度は、『田辺市人権施策推進計画』にかかる各課の取組状況について審議等を行なうとともに、『田辺市人権施策基本方針改定版』の策定にあたり、懇話会で5回、小委員会では9回にわたって貴重なご意見やご提言をいただき、その結果については市長へ報告を行なっています。

平成31年3月に策定した『田辺市人権施策基本方針改定版』には、同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障害のある人の人権など19の人権課題について、正しい理解と認識を深め、課題の解決につなげていくための施策や取組を挙げております。

社会情勢の変化に伴い、人権に関する問題はより複雑化、多様化しており、その対応が求められていますが、委員の皆様方からの様々な視点によるご意見やご提案につきましては、今後も、田辺市が人権尊重のまちづくりを進めていくため、大変貴重なものですので、どうぞ忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。懇話会の趣旨につきましては以上です。

（議長）

では、議題4「田辺市人権施策基本方針 改定版」の概要版作成について、事務局から説明をお願いします。

4 「田辺市人権施策基本方針改定版」の概要版作成について

（事務局 人権推進課）

議題4「田辺市人権施策基本方針改定版」の概要版の作成について、別添資料1に基づき説明する。

（議長）

ただいまの説明について、皆様方からご意見を伺いたいのですが、何かございませんか？

●意見・質問

（A 委員）

先ほどの事務局の説明の中に御坊市さんの概要版がありましたが、御坊市さんのようなかわいいイラスト入りの冊子を作ってほしいと思います。

市民が見てわかりやすいものを作らなければならない。

（B 委員）

私も同感です。人権は堅苦しく感じる方も多いので、親しみやすく難しい問題ではないということをわかってもらえるようにしたい。

基本方針改定版を策定したが、この冊子を持って学習会をするとするとボリュームがあるので、概要版の案はいいと思います。

色はどんな感じで、何色刷りになりますか。最終ページはキャラクターだけで1枚大きく使いすぎている。ページ数の問題もあるが、イラストを多くいれ文字の詰まった感じをとって工夫する必要がある。

（事務局 人権推進課）

貴重なご意見ありがとうございます。

実はこの改定版案を作った時に、企画部長から「改定版は見て感じるができるような冊子をめざそう」と指示されたのですが、B委員がおっしゃられたように、ページのレイアウトを工夫するなど、御坊市さんの概要版のようにイラストを入れ読みやすい冊子をめざしたいと思います。

また、分野別の人権課題のページは余白を増やして、見やすくしたいと思います。

次に概要版のページ数ですが、4の倍数ずつ増やすことになっており、いただいたご意見を参考にしながら、工夫していきたいと思います。

色については、フルカラーにすると予算も高くなるため、4色刷りにしたいと思います。

（議長）

他に何かございませんか。

特になければ、次の議題「田辺市における人権尊重条例について」に移らせていただきます。

5 田辺市における人権尊重条例について

（議長）

この議題は、昨年3月27日の第5回懇話会を終えて、私から提案したものです。

現在、田辺市には、人権尊重の条例がございません。このことについて、私は、条例が必要だと考えてきたのですが、その理由の一つとしては、せっかく立派な基本方針が策定されても、それが活かされないと意味がないと思うことと、これから生まれ育つ子どもたちが、

このまちには、人権を尊重する条例があって、人権施策を総合的に推進する基本方針があって、自分たちを守ってくれていると思える「形」をあらわすものとして、皆様と一緒にあって、また市民の声を上げて、条例について検討していくことを、ご承認を頂いたものです。

この提案について、事務局の方から説明をお願いします。

（事務局 人権推進課）

議題5「田辺市における人権尊重条例について」県内、他市の条例に基づき説明する。

（議長）

ただいまの説明にありましたように、県内では5つ市が条例を制定しています。

また、高知市の人権尊重のまちづくり条例を人権推進課で調べていただきましたが、このように条例の前文には、田辺市らしいものを作りたいと思いますし、田辺市の子ども達にもずっと伝わっていくような条例を作りたいと思い、提案させていただきました。

今回、高知市の条例を読ませていただいて、田辺市の平安時代から続いている人権を大切にする精神にピッタリのものが作れるのではと改めて確信しました。

このことについて、皆様方から、ご意見を伺いたいのですが、何かございませんか？

●意見・質問

（C委員）

県では以前から条例があったが、田辺市では条例制定の案は今回が初めてですか。もし、過去にも提案があって今に至ったのであれば、作らなくてもよい何らかの理由があったのか。

（事務局 人権推進課）

今までの経過としては、人権施策基本方針を平成19年3月に策定し、また昨年には改定版を策定いたしました。懇話会を何度も重ねる中で、市民の機運の高まりを感じるとともに、条例制定の案が今回初めて懇話会において提案されました。

（事務局 人権推進課）

昨年、改定版の策定にあたり、大変熱心なご審議をいただきましたが、会長から委員の皆様方の人権に対する高い意識の中で、人権尊重の条例を田辺市でも作れないかとの提案をいただきました。

条例については、決して行政側からの押し付けになってはいけませんし、課内でも何度も協議をしました。また、他市の状況を調べている中で「高知市人権尊重のまちづくり条例」を見つけましたが、この条例の前文には「土佐はこれまでの枠にとらわれない、豊かな想像力があり、自由や権利を大切にする精神があった。」という市の想いが強く書かれていました。

一方、田辺市では、「古くから人権文化という素地があり、戦後いち早くから人権に対する熱いおもいがある。」と思います。

本市は、長年にわたり市民と行政が一体となって人権教育・啓発に取り組んできましたが、依然として全国的には様々な人権問題が発生しています。

こうした中、新たな人権課題についても的確に対応するために昨年度、基本方針の改定を

行いましたが、会長のご提案のように、今このタイミングで条例の制定を検討してもよいのではと思っているところです。

（議長）

ありがとうございます。

事務局からも説明がありましたが、今、条例が必要だとすごく思っています。

私はこれから育っていく子ども達が田辺に住み続けてくれて「田辺っていいまちだな」と思ってもらえることが、目標です。子ども達には自分の生まれ故郷を大好きであってほしいと思います。そのためにも、田辺市らしい人権条例を作っていただけたらありがたいと思って提案させていただきました。

C委員から、「どうして今までなかったのか」というご質問がありましたが、行政が条例を提案し、制定した後に市民の方に広げていくというやり方は他の市町でもありますが、昨年熱心にご審議いただいた懇話会の流れもあり、市民の側から行政を動かしていくという高まりがある今こそ、形を残しておくべきではと思いました。

（C委員）

今までに条例がなかったということは、あえて作らなくてもよかったという理由があったのではないかと思います。

（D委員）

条例は、1ページ程度ですか。以前、会長と「田辺駅に条例の一文を掲げれたらいいな」というお話をしたことがあるのですが、田辺駅に掲げるとしたらもっとボリュームが欲しいのでは。

例えば、たばこのポイ捨て禁止条例というのがありますよね。そういうふうな文章があったら、市民の方は「これはダメなんだな」とか気づいてもらえるのではないかなと思います。

（E委員）

市民憲章や基本方針、概要版など色々あるが公民館なら館長、主事等に基本方針を配布し、研修で使い基本的な理解を深めてもらえる。

また、これから作ろうとしている概要版は一般市民の方に広めて理解を深めてもらう、そういう抑えをしております。

そして、条例はどんな拘束力があるのかなと思っています。例えば「努力するものとする」という表現はとても曖昧で、やってもいいし、やらなくてもよいというふうに捉えられるので、条例は作ったとしても拘束力があるのか。個人的には市民憲章のほうがわかりやすいのではないかなと思います。

いずれにしても、基本方針の配布先をどういう方々に配って学習していくのか、また概要版は全戸配布するのか、そのあたりをきちんと抑えておく必要があるのではないかなと思います。

（A 委員）

国は法律・政令に基づき施策を行う。県や市町村は条例に基づき施策を行うので、ある程度、拘束力があるのでは。

例えば、迷惑防止条例などがあるがそういう条例があるから禁止行為ができるので、ある程度強制力があると思う。条例はどこまで力があるものなのか、その辺りがわかりにくいのと、条例を作るということが自分にとっては別の世界の話のような感じがして、もっと深く教えていただきたいと思います。

今回の話で思ったのが、当懇話会設置は市民の承認、議会の承認をもらっているのかその辺りも教えていただきたい。

（事務局 人権推進課）

本日の資料の中に「田辺市人権教育啓発推進懇話会設置要綱」がありますが、こちらの第2条には、当懇話会は「人権教育及び人権啓発の推進に関する基本的な方向や施策のあり方に関し必要な事項を調査及び審議し、その結果を市長に報告するものとする。」と定めています。田辺市では、様々な施策を行う上で、委員の皆様方のご意見や提言を受けて市の人権施策に活かしているわけです。

また、県の場合は、人権尊重の社会づくり条例の中で審議会の設置を定めていますが、田辺市の場合は条例ではなく、この設置要綱で当懇話会の設置を定めています。

次に、人権の条例を作るにあたっては、人権について正しく市民の方に知らせる必要があります。また、「市民の責務」というのではなく、「市民の役割」という書き方にするなど人権は拘束する・されるものにならないようにしたいと思います。

例えば、人権について正しく知らずに誤った事をした場合は、共に学習をすることで誤りに気づき、正しい行動がとれるようにしていく。こういうやり方が、当地方に見合ったやり方かなと思います。

条例の必要性や、条文の内容等を皆様と一緒に頑張って勉強をしていけたらと思います。

先ほど、E委員から配布先の提案がありましたが、既に1500部程、各公民館や、懇話会委員の選出団体等に配布をしています。

田辺市人権擁護連盟へもこれから配布する予定ですが、田辺市人権擁護連盟田辺支部の場合ですと、9月に研修会を行いながら配布させていただきます。

また、概要版が完成しましたら、まちづくり学び合い講座等で活用したいと考えています。

（F 委員）

条例を制定することは賛成ですが、この懇話会と市との関わりがわかりにくいです。

条例を作るためには懇話会から市に要望して、市が条例を作るというおさえでよろしいですか。

（事務局 人権推進課）

はい。条例は、行政側が提案して作る場合と、議員が提案し作る場合の二通りの方法があります。今回の条例の制定については、各団体の代表となる懇話会委員の皆様から、まず提案をしていただき、皆様のご意見やご審議をいただきながら具体的な方向性を決めていき

いと思います。

また同時に、こうした意見については、庁内の人権施策推進本部に諮りながら市長に報告をするなどのやり取りを重ね、最終案を懇話会に諮った上で議会に提案し、制定していくという流れになります。

（F 委員）

そしたら、行政としては人権の条例は作る方向で進んでいるんですね。

（事務局 人権推進課）

いいえ、前回、当懇話会で提案していただいたばかりですので、現時点では条例の必要性や内容も含めて、何が一番良いのかを検討していくことになります。

（G 委員）

当懇話会は議会議決をもらっていないですよ。他市の状況を見ていたら条例があって、懇話会がある。当懇話会の設置要項は、議会の議決を通っていないので、条例を制定すればその根拠が明確になるので作っていけばよいと思います。

（A 委員）

条例は結局、方向性を示すだけのものなのか。拘束力がないのか。もう少し勉強させてもらいたいと思います。また基本方針の根拠はどこにあるのか。

（事務局 人権推進課）

基本方針改定版の 100 ページ目をご覧ください。ここには、平成 12 年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を載せています。

なぜ基本方針を作るかという、この法律の第 5 条に「地方公共団体の責務」というのがあり、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められており、各市町村では基本方針を策定しているわけです。

そして、第 6 条「国民の責務」のところには、「国民は、人権尊重の涵養^{かんよう}に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」と定められています。

ですので、基本方針を作る根拠は、この法律によるものです。

（議長）

条例を作ったとしても、一人ひとりが「守る」という感覚がなければ、意味がありません。条例を作ったあと、「いい条例だね」って思ってもらえるような、田辺市のおもしろさを全面に出した条例ができるように審議していきたいと思います。

（企画部長）

先ほど事務局からの説明の中にもありましたが、田辺市の条例は、議会提案と当局提案があります。その中には市長が「こういった条例があればいい」というところから懇話会や審

議会で審議していただくもの、もう一つは今回のような懇話会等で市民の盛り上がりの中で会から提案し、市長にあげていくものの二つに分かれます。

色々な条例がある中で人権の条例というのは、やはり市民の盛り上がりの気持ちが大事で、この懇話会では様々な意見を協議していただき、条例という柱を作っていくのが理想だと思います。

そのためには、皆さんと一緒にこの懇話会の中で勉強していき、議論を深めていただけたらと思います。

（議長）

ありがとうございました。他にご意見等ございませんか。

特になければ、次の議題「小委員会の設置について」に移らせていただきます。

6 議題④及び⑤に係る小委員会の設置について

（議長）

本年度、懇話会は、今回を入れて2回開催する予定です。先ほどの概要版を作成することと、人権尊重条例を検討する上で、昨年度と同様に小委員会の設置を提案したいと思います。なお、小委員会の委員については数名にしたいと思いますが、委員の選任についてはいかがいたしましょうか。

「事務局一任」の声

（議長）

事務局一任との声がありますが、事務局より推薦をさせていただいてよろしいですか。

「異議なし」の声

（事務局 人権推進課）

それでは、私から6名を推薦させていただきます。

まず、当懇話会の芝本会長、次に朝井副会長、続いて市議会から選出の橘委員、田辺市人権擁護連盟から選出の中村委員、田辺人権擁護委員協議会から選出の平谷委員、学識経験者の石垣委員、以上6名の委員を推薦させていただきます。

（議長）

只今、事務局から6名の推薦を頂きましたが、小委員会の委員として選任することに賛成の皆様は拍手をお願いします。

「拍手多数」

（議長）

拍手多数と認めます。よって、只今推薦されました皆様が小委員会の委員として選任されました。小委員会の開催など今後の予定等について、事務局より補足説明はございませんか。

（事務局 人権推進課）

小委員会の開催や次回の懇話会等について補足説明をする。

（議長）

只今、補足説明がございましたが、皆様方から、この件に関することでご意見を伺いたいのですが、何かございませんか？

特になければ、最後に「その他」ということで、他に何かございますか。

7 その他

「特になし」

（議長）

なければ、以上で本日の議事は全て終了しましたので、議長の任務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

8 閉会あいさつ

（副会長）

皆様、本当に真剣な、胸が躍るような議論をありがとうございました。

また、今回は3名の委員の皆様が新たに加われ、今年度の懇話会がスタートしたわけですが、どうぞよろしくお願いします。

昨今、気になるニュースも多く、例えば京都アニメーション放火事件や未だに福島の放射能汚染問題、いじめの問題、モラルの問題等、自分の身が荒野にたたずんでいるような気持ちになります。

しかし、新しく基本方針ができて、この基本方針は人々に夢を与えてくれるものだと思います。

例えば、荒野にたたずんでいると言いましたが、広島に原子爆弾が投下された時に焼け野原に一本の木が残っていて、後日その木の芽が吹いてきたというお話があります。

それを見て、広島市民は大変勇気と希望が湧いてきたようです。今日ではその木の苗木を、小学校で平和教育用にわけていただいているようで、子ども達に平和の尊さを語っているようです。

私たちも希望を捨てず、たとえ小さな芽であってもみんなに希望を与えられるような、そういう素材でありますように願いまして、今日の懇話会を閉会いたしたいと思います。

どうもありがとうございました。